

# 陽光台自治会規約

## 第1章 総 則

〔名 称〕

第1条 本会は、陽光台自治会という。

〔目 的〕

第2条 本会は、会員の協力と助け合いによって、福祉の増進と環境衛生の向上を図り、住みやすい町にすることを目的とする。

〔事務所〕

第3条 本会の事務所は会長宅に置く。

〔会 員〕

第4条 本会の会員は陽光台に居住する者をもって組織する。

## 第2章 役 員

〔役 員〕

第5条 本会には次の役員を置く。

- |            |    |   |
|------------|----|---|
| (1) 自治会会長  | 1  | 名 |
| (2) 自治会副会長 | 2  | 名 |
| (3) 自治会書記  | 1  | 名 |
| (4) 自治会副書記 | 1  | 名 |
| (5) 運営委員   | 若干 | 名 |
| (6) 各町内会長  | 5  | 名 |
| (7) 自治会会計  | 1  | 名 |
| (8) 会計監査   | 2  | 名 |
| (9) 防災担当顧問 | 若干 | 名 |
| (10) 顧 問   | 若干 | 名 |

〔選 出〕

第6条 各役員の選出は次の方法による。

- (1) 会長は、自薦、他薦において選出する。
- (2) 副会長は、会長が運営委員会と協議の上選出する。
- (3) 書記は、会長が推薦し運営委員会の承認を得るものとする。
- (4) 運営委員は、細則第2条の(2)に定める、区域内から選出する。
- (5) 町内会長は、各町内会の規約により選出する。
- (6) 会計は、会長が推薦し運営委員会の承認を得るものとする。
- (7) 会計監査は、運営委員会において選出する。
- (8) 顧問は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。

〔任 期〕

第7条 役員の任期は次の通りとする。

- |             |   |   |                   |
|-------------|---|---|-------------------|
| (1) 自治会会長   | 2 | 年 |                   |
| (2) 自治会副会長  | 2 | 年 |                   |
| (3) 自治会書記   | 2 | 年 |                   |
| (4) 自治会副書記  | 2 | 年 |                   |
| (5) 自治会運営委員 | 2 | 年 |                   |
| (6) 各町内会長   | 1 | 年 | (但し、各町内会の規定を優先する) |
| (7) 自治会会計   | 2 | 年 |                   |
| (8) 自治会会計監査 | 2 | 年 |                   |
| (9) 防災担当顧問  | 2 | 年 |                   |
| (10) 顧問     | 2 | 年 |                   |

(但し、いずれも再任を妨げない)

〔任 務〕

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった時は代行する。
- (3) 書記は、会長に命じられた会務を遂行する。
- (4) 運営委員は、会務達成の為必要な事項を審議し、各事業を担当する。
- (5) 町内会長は、担当町内に於いて本会の目的達成に努める。
- (6) 会計は、本会の経理を掌理する。
- (7) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (8) 防災担当顧問は、会長の諮問に応じ本会の防災運営について意見を述べる。
- (9) 顧問は、会長の諮問に応じ本会の運営について意見を述べる。

### 第3章 会 議

#### 〔会 議〕

第9条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 会議は、総会、理事会、幹事会、臨時会とする。
- (2) 総会は、規約の改正、予算、決算の承認等重要案件を審議決定する。
- (3) 理事会は、会長が必要に応じ召集し、細則の改正・予算の編成・行事の計画等、審議し決定する。
- (4) 幹事会は、事業の運営に必要な事項を審議する。

#### 〔表 決〕

第10条 会議の表決は次の通り行う。

- (1) 自治会総会は、(第2章)第5条に定める役員の過半数の参加を持って成立する。  
(但し、出席出来ない場合は委任状を持って参加に換える。)
- (2) 総会の決議は、参加者の3分の2の賛成を持って成立する。
- (3) 幹事会は、構成員の過半数の出席を以って成立し、議決はその過半数を以って決定する。

### 第4章 会 計

#### 〔経 費〕

第11条 本会の経費は、会費および寄付金・その他を以って当てる。

- (1) 陽光台町内会、1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目に居住し町内会に入会している世帯。

#### 〔会 費〕

第12条 本会の会費は、1所帯当たり次の通りとする。

- (1) 年会費 2500円

#### 〔会計年度〕

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

#### 〔会計業務〕

第14条 会計は本会の経理を掌握すると共に出納業務を行うものとする。

#### 〔会計業務者〕

第15条 会計業務者名は、陽光台自治会居住者から援用するものとする。

### 第5章 細 則

第16条 本規約の運用に関して必要な細則は別途定める。

#### 〔付 則〕

- (1) 本規約は、平成26年4月13日から施行する。

# 陽光台自治会細則

## 〔目的〕

第1条 本細則は、陽光台自治会規約の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的と

## 〔運営委員の選出〕

第2条

- (1) 自薦、他薦を含め、毎年1月末までに各丁目よりそれぞれ1名公募する。
- (2) 運営委員の選出は、陽光台1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目に居住する者から選出する。  
※ 運営委員は、各丁目の町内会が定めた方法により選出する。

## 〔会議の構成員〕

第3条 規約、第9条に規定する各会議の構成員は次の通りとする。

- (1) 総会は『総則』第5条に定める、役員を持って総会とする。
- (2) 理事会とは、陽光台自治会の最高議決機関である。
- (3) 幹事会とは、陽光台自治会の運営を行う機関である。
- (4) 防災担当顧問は、陽光台自治会の防災運営の意見を述べ、必要な場合には指示をする。  
但し、会長が必要と認めたときは会計・会計監査・顧問・防災リーダーの出席を求める。

## 〔募金・協賛金〕

第4条 公共・福祉団体の募金並びに陽光台自治会地区の協賛金等の支出は年間、次の通りとする。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 健康感謝募金           | 200円 |
| (2) 日赤社資募金           | 250円 |
| (3) 共同募金             | 200円 |
| (4) 平良地区町内連絡協議会      | 50円  |
| (5) 平良地区コミュニティー推進協議会 | 150円 |

## 〔慶弔〕

第5条 会員の慶弔に関する給付を次の通りとする。

### 〔適用範囲〕

- (1) 給付の範囲は、自治会役員に適用する。  
その他平良地区連合会役員への準用は、会長に一任する。

### 〔申請手続き〕

- (2) 自治会役員に死亡等の事実が起きた時は、本人又は他の会員の申し出により会長が確認し、申請する。  
(但し、1年以内に申し出のない場合は無効とする。)

### 〔慶弔給付金〕

御霊前〔香典等〕

- ・所帯主 5,000円と花輪又は生花1対
  - ・家族 3,000円と花輪又は生花1対
- (但し、花輪又は生花を固辞された場合、慶弔給付金のみとする)

### 〔経費〕

第6条 費用は、本会の会計から支出する。

### 〔特別会員〕

第7条 本会に特別会員を設ける。

- (1) 自治会活動に賛同する事業所等を特別会員とする。
- (2) 年会費 12,000円

### 〔各種事業部委員〕

第8条 運営委員は次に定める各委員に所属する。

- (1) イベント推進委員
- (2) 美化推進委員
- (3) 安全推進委員

### 〔付則〕

- (1) 本細則は、平成26年4月13日から施行する。